政令

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十三年五月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百五十七号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十三年六月一日とする。

内閣総理大臣　菅　直人
国土交通大臣　大畠　章宏
防衛大臣　北澤　俊美

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十三年五月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百五十八号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第二条第五項及び第五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令（平成二十二年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（低潮線保全区域）

第二条　法第二条第五項の政令で定めるものは、別表に掲げる海域並びにその海底及びその下とする。

（低潮線保全区域内における制限行為で許可を要しない行為）

第三条　法第五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の規定による同法第二条第三項に規定する海岸保全区域等の管理に係る行為

二　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者が行う同条第七項に規定する港湾工事

三　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項、第十八条第一項及び第十九条第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画並びに同法第三十四条の規定による漁港管理規程に基づいて行う行為（同法第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内において行うものに限る。）

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

一	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 イ　北緯四三度九分四二秒東経一四五度三〇分三九秒の点 ロ　北緯四三度九分三八秒東経一四五度三〇分三九秒の点 ハ　北緯四三度九分三八秒東経一四五度三〇分三五秒の点 ニ　北緯四三度九分四二秒東経一四五度三〇分三五秒の点
二	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯四三度八分一〇秒東経一四五度二七分一二秒の点 ロ　北緯四三度八分六秒東経一四五度二七分一二秒の点 ハ　北緯四三度八分六秒東経一四五度二七分八秒の点 ニ　北緯四三度八分一〇秒東経一四五度二七分八秒の点
三	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 イ　北緯四二度五九分五〇秒東経一四五度一分一八秒の点 ロ　北緯四二度五九分四六秒東経一四五度一分一八秒の点 ハ　北緯四二度五九分四六秒東経一四五度一分一四秒の点 ニ　北緯四二度五九分五〇秒東経一四五度一分一四秒の点
四	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 イ　北緯四二度五九分二七秒東経一四五度一三秒の点 ロ　北緯四二度五九分二三秒東経一四五度一三秒の点 ハ　北緯四二度五九分二三秒東経一四五度九秒の点 ニ　北緯四二度五九分二七秒東経一四五度九秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯四一度五五分三秒東経一四三度一五分三九秒の点 ロ　北緯四一度五四分五九秒東経一四三度一五分三九秒の点 ハ　北緯四一度五四分五九秒東経一四三度一五分三五秒の点 ニ　北緯四一度五五分三秒東経一四三度一五分三五秒の点
六	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯三九度三三分二一秒東経一四二度四分二五秒の点 ロ　北緯三九度三三分一七秒東経一四二度四分二五秒の点 ハ　北緯三九度三三分一七秒東経一四二度四分二一秒の点 ニ　北緯三九度三三分二一秒東経一四二度四分二一秒の点